

オケージョナル・ペーパー No.51

「事業所統計調査試験調査報告(昭和 22 年 5 月
於千葉県木更津市)」について

2015 年 9 月

法政大学

日本統計研究所

「事業所統計調査試験調査報告(昭和 22 年 5 月 於千葉県木更津市)」について

法政大学経済学部 菅 幹雄

1. はじめに

筆者が所属する法政大学日本統計研究所は 2013 年に総理府統計局(1947)『昭和 22 年 7 月事業所統計調査試験調査報告(昭和 22 年 5 月於千葉県木更津市)』を古書店より入手した。筆者は同報告書の存在を総理府統計局(1984)『総理府統計局百年史資料集成 第3巻 経済 上』より知っていた。ただし、総理府統計局(1984)に収録されているのは、抜粋(「例言」及び「目次」)のみであり、詳細は不明であった。総務省統計局にも同報告書は残っていなかった¹。

同報告書は事業所統計調査、事業所・企業統計調査、経済センサス - 基礎調査と連なる事業所の母集団情報を収集するためのセンサス調査、その最初の設計案を示しているという意味で価値が高い。とりわけ試験調査で採用されたが、本調査で削除された調査項目(「諸積立」、「兼営事業の種類」、「売上又は営業収入高」、「記帳の方法」)の記入状況に関する「内容検査結果一覧表(調査項目別)」及び統計表があることが特筆される。なぜこれらの調査項目が削除されたかを検討できるからである。本稿では昭和 22 年 7 月事業所統計調査試験調査(以下、昭和 22 年試験調査と略す)が実施された背景、それに関連して年次勤労統計調査の概要、また昭和 22 年試験調査の概要、記入状況、統計表について検討する。

2. 昭和 22 年試験調査が実施された背景

総理府統計局(1984)には「昭和 22 年事業所統計調査計画につき G・H・Q と交渉したてん末」という文書が収録されている。そこには以下のように記されている。

- 一、当初に於いては年次勤労統計調査を行う方針で G・H・Q と交渉したところ、G・H・Q は勤労統計調査を変更してむしろ簡単な事業所センサスを行うべき意向であったので、本局においてはその準備を進めるに至った。
- 二、2 月 13 日フェートン・スタップ氏のエマーソン・ロスに対する別紙第一のような勧告によって右意向は明らかにされ、更にその後事業所センサスの計画につき、別紙第二のような案を示された。
- 三、右勧告に基づいて本局においては調査計画、予算、法規的措置等につき準備を進めた。
- 四、4 月 16 日事業所センサスについて別紙第三の覚書を受領、調査期日は 10 月 1 日に定められた。²

¹ その後、日本統計研究所蔵本を基に統計局から復刻された。

² 総理府統計局(1984)、「159 (参考) 昭和 22 年事業所統計調査計画につき G・H・Q と交

すなわち日本側ではなく、連合国総司令部最高司令官（General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, 以下「GHQ」と略す）の意向で開始された調査であることがわかる。文中で別紙として示された三つの文書も総理府統計局（1984）に収録されている。ちなみに「フェートン・スタップ」とは、統計使節団団長スチュアート・ライス（Stuart A. Rice）の部下であったペイトン・スタップ（Peyton Stapp）と思われる。

総理府統計局（1984）に収録された「別紙第一」（1947年2月13日、和文）はGHQ内部でスタップが中心となって検討した結果をまとめた勧告である（図1）。そこに以下のような記述がある。「ここ数年行はれて来た‘労働センサス’は‘事業所センサス’であって昨年は一人以上の雇人ある総ての事業所を対象としたものであった。それは生産に関する資料を得る為の事業所調査の範囲の大部分と重複するが併し完全に重複した訳でもなかった。そして誰も重複に賛成した者はなく、同一の調査単位、同一の時期、同一の調査票で生産と雇用が関連づけられるような調査票で生産と雇用が彼此関連づけられる様に知り得る様な単一の調査を希望した。」³ すなわち「工場統計」（今日の工業統計調査）、当時計画で中だった「商業統計」（昭和27年調査を開始）、「年次勤労調査」（別紙第一では「労働センサス」と呼んでいる）に重複があること、対象範囲が完全に一致していないことが問題とされた。そして同一の調査単位、同一の時期、同一の調査票で生産と雇用が関連づけられるような単一の調査があるべきであり、「工場統計調査は労働に関する事項を併せ調査すべき」⁴とされた。ただしこれが実現した場合、年次勤労統計調査はその存在理由がなくなるので「全産業事業所（広義に解した）に付事業種別、産業分類別の分る様な資料、総売上高又は収入高、有給無給別の従業者数を知るに足るだけの極めて簡単なる調査票によってセンサスが行はれる様に勧告」⁵した。

総理府統計局（1984）に収録された「別紙第二」（図1、和文）は具体的な調査票案を示したものである。これらの調査事項の中でも「売上又は営業収入高」にGHQは特に関心があったようである。総理府統計局（1984）に収録されている総司令部宛「事業所統計調査に関する報告」において統計局は「売上又は営業収入高」を削除する件について次のように説明している。「貴方に於かれても特に関心を寄せられた事項であり、吾々としてもこの調査の目的からして存置せしめたく、再三検討した」⁶。

1947年当時の米国では、各種のセンサスが西暦末尾の異なる年次を対象に実施される規則があった。工業センサス（Census of Manufactures）は西暦末尾4と9、商業センサス（Census of Business）は西暦末尾3と8の年次である。実際には戦争のため規則通りに

涉したてん末」、六五七頁。ちなみに総理府統計局（1984）には縦組みのページと横組みのページがあり、それぞれ漢数字、アラビア数字のページ番号が付されている。

³ 総理府統計局（1984）、「159 （参考）昭和22年事業所統計調査計画につきG・H・Qと交渉したてん末〔657頁〕の別紙」、p.78。

⁴ 前掲書、p.78。

⁵ 前掲書、p.79。

⁶ 総理府統計局（1984）、「162 事業所統計調査に関する報告」、六五九頁。

はいかず、工業センサスは 1939 年調査が実施された後、1941 年、1943 年、1945 年調査が計画されたが、いずれも戦争のため実施されなかった。戦後最初の工業センサスが実施されたのは 1948 年（調査対象年は 1947 年）、商業センサスはその翌年（1949 年、調査対象年は 1948 年）であった。つまり 1947 年当時、産業横断的な経済センサスは米国でさえも実現していなかった。しかも戦時中のセンサスの中断によるブランクがあり、かつ戦後最初の工業センサス及び商業センサスが準備中であった。スタッフ等の米国統計関係者が、産業横断的な経済センサスの実施に強い関心を抱いたのは当然であると考えられる。ちなみに米国では 1955 年に諸センサスが統合されて経済センサス（調査対象年は 1954 年）が実現している。

事業所センサス	1947 年 6 月 30 日
本報告は統計情の目的のためのみ使はれる。内閣統計局の職員以外の者は本報告を披見することは許されない。本事業所の報告内容が其の儘又は幾分でも露見する様な統計をとることはない。 A 名称及所在地 1 会社の名 2 会社の所在地 3 事業所の名 4 事業所の所在地 B 産業分類 5 本事業所で営まれてゐる事業内容 C 従業者 6 1947 年 6 月 30 日現在従業者数 a 無給 b 有給 D 売上及収入高 7 自_____至_____期間の総売上及収入高_____円 E 8 備考	

図 1 別紙第二
(出所) 総理府統計局 (1984)、pp.79-80。

総理府統計局 (1984) に収録された「別紙第三の覚書」(1947 年 4 月 16 日、英文) によれば指示された事項は、調査期日を 1947 年 10 月 1 日とすること (The census be taken as of 1 October 1947)、日本にある全ての営利事業所を含めるようにカバレッジを拡大すること (The coverage be expanded to include all business establishments in Japan)、調査項目は事業所の特定に関する情報、具体的には「事業所の種類」、「産業分類」、「従業者数」、「給与支払総額」、「売上又は営業収入高」に限定することである。(The item of information be restricted to establishment identification, type of establishment, industry classification, number of persons engaged, total wage and salary payments, and total

sales and receipts)⁷。

調査期日を10月1日としたのは、昭和22年臨時国勢調査と調査期日をあわせたためである。米国国勢調査は西暦末尾0の年次に実施される。当時の米国工業センサスは西暦末尾4と9の年次を対象に、その翌年（西暦末尾5と0の年次）に調査が実施されていた。すなわち、米国では国勢調査と工業センサスを同じ年次に実施していたので、それにあわせたものと考えられる。ただし、別紙第二では6月30日となっているから、その時点では国勢調査との同時実施を考えていなかったと推察される。

対象範囲を全ての営利事業所とするのは、次節で述べるように、年次勤労統計調査が雇用のいる事業所を対象としていたこと、そのため「少数の雇人しかゐない事業所では調査票の記入を面倒がって雇人は一人もゐないとにかく云いたがる傾向がある」⁸ことをGHQが問題視したからである。別紙第二のようにGHQが提示した調査票案が、別紙第一に記されているように「極めて簡単」であり、とりわけ従業者の区分が「無給」と「有給」しかないのは、このような報告者の傾向に配慮したものと考えられる。

ところで別紙第一では「本質的には本調査は業界名鑑であるべきである」⁹とも述べており、今日の事業所母集団データベースを目指したとも解釈できる。もともと、別紙第一は母集団名簿を具体的にどのような標本調査に活用するかを示しているわけではなく、「附加的に調査を行はうとする場合の水準器として役立つであろうし又将来に於ける工業統計、商業統計の計画にも役立つであろう。」¹⁰と記しているのみである。

3. 年次勤労統計調査の概要

当初、実施を予定していた年次勤労統計調査とはどのようなものであったのであろうか。年次勤労統計調査開始前の状況については、内閣統計局（1944）に次のように記されている。「従来政府は右に挙げた法律（注：「統計資料実地調査二関スル法律」大正11年法律第52号）に基づいて毎年労働技術統計調査を実施し、賃金規制や労務動員の計画、運営に必要な統計資料を提供し、又同じ法律に基づいて労働統計毎月調査を行って、月々の勤労事情の趨勢を明にして来た」¹¹。

その状況が変わるのは戦争後期の昭和19年である。内閣統計局（1944）に次のように記されている。「戦時下国家諸計画並みに其の運用の基礎資料と為るべき勤労に関する統計に対しても、大幅刷新は要求されるに至った…（中略）…他面従来各庁において区々（まちまち）に流れて、各種の勤労に関する統計報告を徴して居ったのであるが、之が工場事

⁷ 総理府統計局（1984）、「158 事業所統計調査に関する連合国総司令部指令の写し〔原文〕、六五六頁。

⁸ 前掲書、「159 （参考）昭和22年事業所統計調査計画につきG・H・Qと交渉したてん末〔657頁〕の別紙」、p.78。

⁹ 前掲書、p.79。

¹⁰ 前掲書、p.79。

¹¹ 内閣統計局（1944）、p.1。

業場の生産能率を阻害すること甚しいものがあり、…（中略）…其の整理統合が強く要望された」¹²。そして「勤労統計調査令」（昭和 19 年 4 月勅令第 265 号年）が制定され、年 1 回実施される年次勤労統計調査、毎月実施される「毎月勤労統計調査」及び「特別勤労統計調査」の三者から成る「勤労統計調査」が成立した。したがって年次勤労統計調査とは 2015 年現在も存続している厚生労働省「毎月勤労統計調査」の年次版である。

年次勤労統計調査の対象範囲は「工業、鉱業、交通業の事業場に付いては業種の如何、規模の大小を問わず、其の悉くを網羅し」¹³とあるので悉皆、「その他の産業並に上記産業の非現業的な事務所に付ては、苟（いやしく）も家族を除いた使用従業者の在る所は、世帯に至る迄全部に調査を及ぼし」¹⁴とある。したがって「別紙第三の覚書」において「日本にある全ての営利事業所を含めるようにカバレッジを拡大すること」とあるのは年次勤労統計調査において対象外であった使用従業者がいない事業所を対象に含めるという意味である。なお、年次勤労統計調査では総トン数 20 トン以上の船舶も対象であった。なお GHQ の指示により昭和 21 年調査では農家または漁家が対象から外された¹⁵。

The form is titled '年次勤労調査票甲' (Annual Labor Survey Form A) and is dated '昭和十九年六月末現在' (As of the end of June, 1944). It is a detailed survey form for labor statistics, organized into several sections. The top section includes the title and date. Below this, there are sections for recording employment status, gender, and specific job categories. The form is filled with handwritten data, including names, addresses, and employment details. The bottom section includes a summary of the data collected.

図 2 昭和 19 年年次勤労統計調査の調査票甲の複写
（出所）内閣統計局（1944）

¹² 前掲書、p.1。

¹³ 前掲書、p.1。

¹⁴ 前掲書、p.1。

¹⁵ 総理府統計局（1984）、「101 昭和 21 年事業場別年次勤労統計調査二関スル指示ノ件」、五一七頁。

昭和 19 年調査の調査事項（調査票甲、図 2）は「一 事業場の名」、「二 事業場の所在地」、「三 事業の種類」、「四 従業者現在数」、「五 従業者の一箇年の異動」、「六 従業者の一箇年間の雇入」、「常雇労働者（年齢、男女、職種別）」、「八 技術者」、「九 事務者（年齢及び男女別）」、「十 従業者中三箇月以上に互り勤労に従事せざる者」、「十一 工場に付て工場法適用の有無」、「十二 日雇労働者及び臨時的労働者の一箇年間の延入員」であり、「年次勤労統計調査」の名の通り、労働関係の調査項目が多く、母集団名簿に必要な情報が少ない。昭和 21 年調査では GHQ の指示により、工場、鉱山、土石採取業事業所の生産額に関する調査事項が追加された¹⁶。

4. 昭和 22 年試験調査の概要

試験調査報告の目的は「事業所センサスの計画は、その調査の対象、範囲、内容が、従来行なわれていたものとは著しく異なるものを有しているので、これを実地にあてはめてみて、その良否を検討し、本調査の目的達成なきを期する」¹⁷ことである。

今日でも、大規模な統計調査の実施の前年には、試験調査が実施される。だが GHQ の意向が明らかになったのは 2 月 13 日、調査期日は 5 月 10 であったたから、意向が明らかになってからわずか 3 カ月後に試験調査を実施している。そして 7 月には試験調査報告が発行され、本調査が実施されたのが 10 月 1 日であるから、年次勤労統計調査の調査体制がベースにあったとはいえ、驚くべき忙しいスケジュールである。

表 1 昭和 22 年事業所統計調査の進行

2 月 13 日	「別紙第一」日付。
4 月 11 日	統計委員会において試験調査承認。
4 月 16 日	GHQ より覚書受領。
5 月 2 日	指定統計第 2 号として指定。
5 月 7 日	実査方針決定。
5 月 10 日	試験調査の調査期日。
5 月 22 日	統計委員会へ試験調査の結果を報告。
5 月 29 日	GHQ 経済科学局へ報告。
6 月 6 日	統計委員会において本調査承認。
6 月 20 日	総司令部宛「事業所統計調査に関する報告」
7 月 5 日	事業所統計調査規則を定める。
7 月 10 日	「年次勤労統計調査を停止する政令」を公布。
7 月（日付不明）	「試験調査報告」発行。
8 月中旬	結果表様式立案。
10 月 1 日	本調査の調査期日。

（出所）総理庁統計局（1947）、総理府統計局（1984）より筆者作成。

¹⁶ 前掲書、五一七頁。総理府統計局（1984）、「昭和 21 年年次勤労統計調査 調査票甲」、p.523。

¹⁷ 総理庁統計局（1947）、p.1。

試験調査の対象範囲は「従業者 1 人以上を有する全産業の事業所。但し官公営の現業以外の事業所を除く。」¹⁸とされた。昭和 19 年及び昭和 21 年の年次勤労統計調査、昭和 22 年事業所統計調査試験調査及び本調査の対象範囲を比較したものが表 2 である。昭和 19 年年次勤労統計調査では、農家及び漁家も、家族を除いた使用従業者がいれば調査対象となった。だが昭和 21 年調査ではGHQの指示により農家及び漁家は対象から外された。昭和 22 年試験調査では、「農林省の要求に基づいて、農家を調査の対象に加えた」¹⁹と記されている。昭和 22 年本調査では再び農家が対象外とされた。なお、平成の経済センサスでも農家及び漁家は調査の対象に含まれていない。

表 2 対象範囲

調査	昭和 19 年 年次勤労統計 調査	昭和 21 年 年次勤労統計 調査	昭和 22 年 5 月 事業所統計調査 試験調査	昭和 22 年 10 月 事業所統計調査 本調査
対象範囲	・工業、鉱業、交通業の事業場は悉皆。 ・その他の産業並びに上記産業の非現業的な事務所については家族を除いた使用従業者がいる事務所は世帯に至るまで全部。	・工業、鉱業、交通業の事業場は悉皆。 ・その他の産業並びに上記産業の非現業的な事務所については家族を除いた使用従業者がいる事務所は世帯に至るまで全部。	・従業者 1 人以上を有する全産業の事業所。 ・但し官公営の現業以外の事業所を除く。	次に掲げる事業を除く全産業につき調査を実施。 (1) 耕種、養畜又は養蚕営む世帯（農家）の当該事業。 (2) 連合国軍直営の事業 (3) 中央・地方公共団体の現業以外の事業
農家及び漁家	△（家族を除いた使用従業者がいれば対象。）	×	○	×

（出所）内閣統計局（1944）、総理庁統計局（1947）、総理府統計局（1984）より筆者作成。

試験調査の調査事項の一覧は表 3 の通りである。参考までに昭和 22 年調査の本調査の調査票を図 3 に示した。なお試験調査の調査票は残っていない。「平成 22 年試験調査」には年次勤労統計調査にはなかった調査事項が多くあり、それらの中には「本所支所の別」、「事業の活動状態」、「企業の組織」、「資本金又は出資金」、「現業非現業の別」など母集団名簿の作成に必要な情報が含まれている。確かに「事業所統計調査」は年次勤労統計調査と「著しく異なる」ものであったので、試験調査の必要性は特に大きかったと考えられる。

¹⁸ 前掲書、p.3。

¹⁹ 前掲書、p.4。

表3 試験調査と本調査の調査事項及びその項目番号

調査事項	試験調査	本調査
事業所の名	1	1
事業所の所在地	2	3
本所支所の別	3	2
事業の活動状態	4	5
企業の組織	5	6
資本金又は出資金	6	4
諸積立金	6	×
事業の種類	7	10
事業の内容	8	9
兼営事業の種類	9	×
従業者の内訳	10	7
給与総額（調査期日の前1カ月間）	11	8
売上又は営業収入高（調査期日の前3カ月間）	12	×
記帳の方法	13	×
現業非現業の別	14	10

注)「×」は調査されなかった事項であることを示す。

(出所) 総理庁統計局 (1947)、総理帳統計局 (1953)、総理府統計局 (1984) より筆者作成。

[illegible]

(1) 別紙の「事業所票各欄の記入方」をよく読んで誤りのないように記入して下さい。
(2) 数字は 1、2、3 のような算用数字で書いて下さい。

図 3 昭和 22 年事業所統計調査の本調査の調査票の複写
(出所) 総理帳統計局 (1953)。

「兼営事業の別」は、事業所の定義に関わる調査項目である。総理府統計局（1984）に収録された「昭和 22 年臨時国勢調査及び事業所統計調査に用いる産業分類表」によれば、

事業所とは「一定の設備による事業を行う場所」であり、「同一の場所に於て二種以上の事業を営む場合に、その事業相互の間に収支計算の分離が出来、従業員の区分も出来るというようなときには原則として夫々一事業所となる。」²⁰と記されている。これが厳密に適用されたとすれば、兼営事業があるのは、事業相互の間の収支計算ができない場合か、従業員の区分が出来ない場合である。ちなみに昭和 21 年年次勤労統計調査まで「事業場」あるいは「事務所」と呼んでいたものを、「事業所」と初めて呼んだのが試験調査である。

「記帳の方法」は、試験調査の調査票が GHQ の考えを反映して「極めて簡単」であったから、これを詳細化するためどこまで詳細な調査が可能であるかを推測しようとしたと考えられる。産業統計で調査事項を設定するときには、報告者がどのように記録を作成・管理・保存しているかを知ることが必要であるからである。

表 3 には試験調査と本調査の調査事項の比較を示した。試験調査に存在した「諸積立」、「兼営事業の種類」、「売上又は営業収入高」、「記帳の方法」などの調査事項が本調査では削除されている。また試験調査では別個に調査していた「事業の種類」と「現業非現業の別」を本調査では同じ項目番号に統合している。

なお木更津市が調査対象地域に選定された理由について試験調査報告では、

- (イ) 鉱業を除く全産業の事業所を有し、全産業の事業所を対象とする本調査の試験台に適していること。
- (ロ) 露天商、水面調査のごとき特殊な調査区域を有していること。
- (ハ) 事業所の規模から見て、大、中、小のものを有していること。
- (ニ) 人口約 3 万 5 千にして、事業所の数から見て、試験調査に適した大きさであること。
- (ホ) 東都に近く、交通の便が良いこと。

と記している。おそらく空襲被害が少なかったことも選定の理由であろう²¹。

5. 記入状況

試験調査試験調査報告には「内容検査結果一覧表（調査事項別）」があり、これを見ると調査事項別の記入状況が明らかである（図 4、5）。記入状況の区分は「記入を省略したもの」と「妥当でないもの」がある。

本調査で削除された調査事項と、削除されなかった調査事項の記入状況を比較すると、削除された調査事項はおおむね記入状況が悪い。削除された調査事項の中では「記帳の方法」が突出して悪く（941 件）、試験調査報告は同調査事項について「これは利用価値は少ない。記入漏れも多いし殆んど大部分「その他」となっている。」と記している。ちなみに「記帳の方法」の区分は統計表から推測すると「複式簿記」、「組合簿記」、「単式簿記」、「その他」の四種類であった。

²⁰ 総理府統計局（1984）、「165 昭和 22 年臨時国勢調査及び事業所統計調査に用いる産業分類表」、p.81。

²¹ 経済安定本部（1949）によれば木更津市の銃後人口被害は 8 人であり、千葉市の 1679 人に比べるとかなり少ない。

調 査 項 目	検査枚数	記 入 状 況			調 査 員 が		
		記入を省略 したものの	妥当で ないもの	計	訂正を したものの	訂正を しないものの	
1 事業所の号		15	23	38	10	28	
2 事業所の所在地							
3 本所支所の別		357	16	373	45	308	
4 事業の活動状態		123	29	152	71	81	
5 企業の組織		190	23	213	46	167	
6 資本金又は出資 金及譲渡立金		11 26	9 0	20 26	3	43	
8 事業の内容		143	391	534	9	525	
9 経営者の種類		254	336	590	192	398	
10 従業者の人数		439	324	763	194	569	
11 昭和22年4月1日月 間の給与総額		46	146	192	30	162	
12 昭和22年4月1日月3ヶ 月の売上又は営業収入高		62	572	634	300	334	
13 記 貼 の 方 法		910	31	941	70	871	
14 現実業と現実業の別		278	448	726	154	572	
計	4833	2854	2348	5202	1144	4058	
7 事業の種類	事業の内容と大分類の記入に 適合しないもの	分類の適用を 誤ったもの	61	寄与者の数 を誤り	27	大分類 と 中分類 と 小分類 の 区 別 に 誤 り	3
	事業の内容と中分類の記入 に適合しないもの	分類の適用を 誤ったもの	207	寄与者の数 を誤り	81	中分類 と 小分類 の 区 別 に 誤 り	45
	事業の内容と小分類の記入に 適合しないもの	分類の適用を 誤ったもの	252	寄与者の数 を誤り	169	小分類 の 区 別 に 誤 り	63
	計		520		277	計	111

図4 「内容検査結果一覧表（調査項目別）」の複写
(出所) 総理庁統計局 (1947)

第二に記入状況が悪いのは「売上又は営業収入高」であり (634 件)、「記入を省略したもの」の件数が少ない一方で「妥当でないもの」の件数が他の項目と比較して突出して多い (572 件)。同調査事項について試験調査報告は「本項目の記入数字の性格なるか否かを判断する何等の資料もなく調査員も判定に苦労した。一部調査員に付近の実情を知悉している関係上推定額を記入する者があった点によっても個々の記入が如何に不正確であるかを明らかにした。この欄があるために申告書の殆んど全部に課税のための調査資料のごとき印象を強く与えた。その結果記入額を故意に少額とし、又その一手段として従業者の数を

歪曲して申告したと思われる傾向もあった。」²²と記している。報告者が故意に売上を過小に記入した動機については、試験調査報告に付録として添付されたアンケート結果に次のような調査員のコメントがある。「所謂闇屋を把握するのが困難でした。それらの者が店舗を有する者より数倍の収入を保っていることを思うとき誠に遺憾に堪えない。」²³。闇屋は非合法な取引を行っているわけであるから、正確に申告したらないのは当然であるが、これは終戦直後の混乱期の特殊な事情を反映したと言える。

第三に記入状況が悪いのは「兼営事業の種類」であり（590件）、試験調査報告は「誤りや記入漏れも多い。兼業と誤解する。」と記している。具体的にどのような誤りがあったのか報告書には書かれていない。ただし後年、総理府統計局（1962）は「調査にあたって、個々の貸金台帳あるいは棚卸表などの解釈について統一的に、どのようなものをこれらの帳簿とみるか、またどの程度の記録がある場合に、それらが別であるとみるかなど、いろいろこの点について問題が多かった」²⁴と記している。このことが「兼営事業の種類」の記入内容にも混乱をもたらしたと考えられる²⁵。

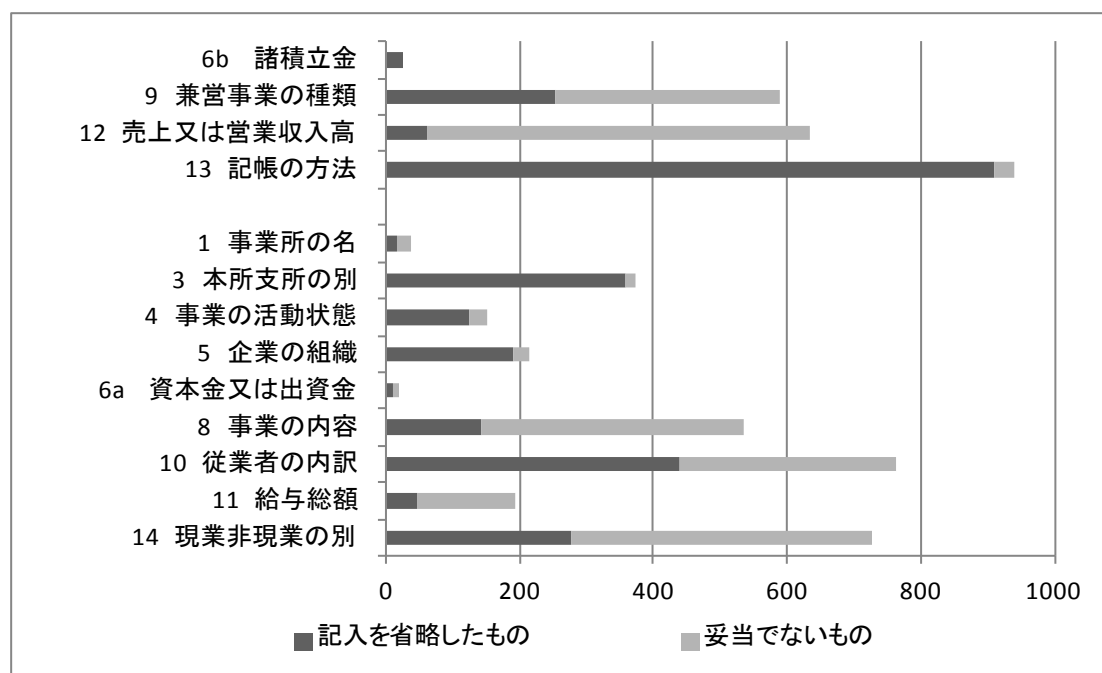


図5 昭和22年試験調査における記入状況（調査項目別）

（出所）総理府統計局（1947）より筆者作成。

²² 総理府統計局（1947）、pp.22-23。

²³ 前掲書、「付録 昭和22年5月10日木更津市に実施せられた事業所統計調査試験調査を顧みて」。

²⁴ 総理府統計局（1952）、p.7。

²⁵ 事業所の定義は「昭和32年の日本標準分類の改正とあわせて、昭和32年調査からは、実査上の便宜を考慮して、従来の取り扱いを改め」られた。前掲書、p.7。

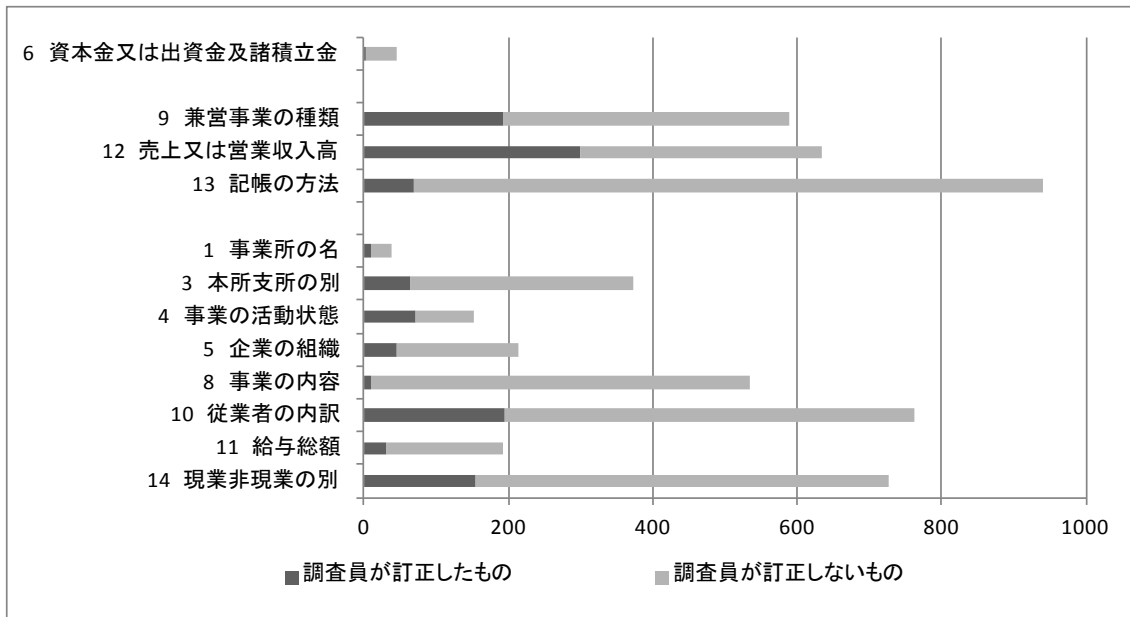


図6 昭和22年試験調査における調査員による訂正の有無（調査項目別）

（出所）総理府統計局（1947）より筆者作成。

ところで、「従業者の内訳」、「現業非現業の別」など削除されなかった調査事項の中に、削除された調査事項よりも記入状況が悪いものがある。「記入を省略したもの」を未記入と解釈すると「従業者の内訳」の未記入件数（439件）は「売上又は営業収入高」の未記入件数（62件）の約7倍である。また「諸積立金」のように削除されなかった調査事項よりも記入状況が良いものがある。

「内容検査結果一覧表（調査事項別）」には調査員による訂正の有無別の集計もある（図4、6）。これをみると「売上又は営業収入高」の訂正件数が300件、「従業者の内訳」が194件、「兼営事業の種類」が192件であった。「従業者の内訳」の訂正件数は削除された「兼営事業の種類」のそれを上回っている。このように「従業者の内訳」は記入状況が悪く、かつ訂正件数が多いにもかかわらず、本調査で削除あるいは簡略化されなかった。

6. 統計表

総理府統計局（1984）は本調査で「売上又は営業収入高」を削除した理由を次のように記している。「この項目のある為、申告者に課税の調査のための如き感を強くいだかしめ、ひいては調査事項全般を歪曲せしめる虞が多分にあったので、遂に削除するという結論に達せざるを得なかった次第である。」²⁶

試験調査報告には結果表が添付されていた（図7、表4）。もともとは8つの統計表があったようであるが、報告書に添付されていたのは第一表のみである。上記の記述通り「売

²⁶ 総理府統計局（1984）、「162 事業所統計調査に関する報告」、六五九頁。

上又は営業収入高」があったために歪曲が行われたとすれば、その痕跡を統計表のデータに見つけることができる可能性がある。

表 4 昭和 22 年試験調査による木更津市の従業者当たり売上又は営業収入

産業	従業者数 (人)	売上又は 営業収入 (円)	従業者当たり 売上又は 営業収入	製造業を 1 とする比率
農業（農家を除く）	36	165,765	4,605	0.89
農家	5,515	1,989,589	361	0.07
林業	185	192,650	1,041	0.20
水産業	1,842	2,253,809	1,224	0.24
鉱業	1	—	—	—
製造工業	2,448	12,694,170	5,186	1.00
建設業	933	3,780,885	4,052	0.78
ガス業、電気業、水道業	129	1,901,437	14,740	2.84
商業	1,689	61,323,451	36,308	7.00
金融業	149	976,202	6,552	1.26
交通業	611	2,642,057	4,324	0.83
サービス業	678	3,860,516	5,694	1.10
自由業	679	1,733,719	2,553	0.49
公務及び団体	894	16,519,091	18,478	3.56
その他の産業	4	9,500	2,375	0.46
合計	15,793	110,042,841	6,968	1.34

注) 従業者当たり売上又は営業収入、製造業 1 とする比率は筆者が計算したものである。

(出所) 総理庁統計局 (1947) より筆者作成。

事業所統計調査は、翌年の昭和 23 年調査が「事業所賃金調査」という名称で実施された後、24 年、25 年調査が中止され、昭和 26 年調査から再び事業所統計調査の名称に復して実施された。その昭和 26 年調査では法人企業について「最近一カ年間の純売上高及び事業収入の額」を調査している（表 5）²⁷。

GHQ は昭和 24 年に公道上にある露店（闇屋）の撤去を指示しており、露店は昭和 25 年頃から急角度に減少し始め、昭和 26 年には姿を消している²⁸。したがって昭和 26 年には終戦後の混乱が収まり、平常に戻りつつあった。昭和 22 年試験調査と昭和 26 年調査を比較すれば、昭和 22 年調査の異常な点を確かめられる可能性がある。

²⁷ 「純売上高」とは商品又は製品、半製品、作業屑等の総売上高（売掛品を含む）から戻り高、値引高及び消費税（入場税、遊興飲食税を含む）を差し引いた額である。（販売以外の）「事業収入」とは営利法人では加工料収入、役務の提供によって得た収入である。したがって、営業外収入（受取利息、配当金、臨時の資産売却、プレミアム収入）及び価格差補給金が含まれない。総理府統計局（1953）の調査票。

²⁸ 猪野編（1978）、pp.263-265。

別表

(事業所統計調査試験調査の結果)

第一産業別(大分類)地区別、事業所数、種別、非現業、本所支所数、企業

(昭和22年5月10日千原録本尺理)

地区別数表

産 業 別	事業 所 数	現業非現業		本所支所		事業の活動状況			企 業 組 織 別							資本金又は出資金
		現業	非現業	本所	支所	操業	休業	開業	個人	有限会社	合資会社 合資会社	株式会社 株式会社	官公庁	営利法人	法人非営利団体	
農業(特殊)	13	13		13		12	1		13							円
農 業	1822	1831	1	1822		1229	4	1	1831					1		
林 業	45	40	5	43	2	41	3	1	43		1			1		200,000
水産業	653	652	1	651	2	396	224	3	648	2	1	1		1		520,000
鉱 業	1	1		1				1	1							
製造工業	673	670	3	663	20	628	43	2	607	20	42	24	1	3	6	12,873,200
建設工業	172	153	17	167	5	144	9	1	160	1	3	6	1		1	25,845,000
電気・ガス・水道	7	6	1	4	3	7			1		1	4	1			203,137,991
商 業	803			776	24	772	26	5	745	5	13	7		13	8	25,056,258
金融業	28			7	21	27	1		11			15		2		232,603,640
交通業	102	97	5	95	1	75	1		81	2	1	9	7			12,282,000
サービス業	280			277	1	257	17	2	275		1		2		2	180,000
自由業	177			167	10	115	1		122				4	35	6	508,070
公務員関係	34			22	12	34			1				8	15	7	113,642,144
その他の産業	3			3		2	1	1	3							
計	4823	3463	35	4713	110	4437	367	17	4552	30	33	68	36	72	32	626,379,313

図7 昭和22年試験調査の結果表の複写
(出所) 総理府統計局 (1947)

(部別)

系組織別、資本金又は出資金及諸積立金、全失業者数給与額、売上又は営業収入新設記録の方法
(注)

諸積立金	全従業員数			給与総額			売上又は営業収入高 (一事業所当平均額)	記録の方法			
	総数	男	女	総額	現金	支拂		簿式簿記	組合簿記	單式簿記	其の他
	36	17	19	3,000	3,000		(12,751) 月 165,765 月			1	12
	1715	8363	2652	15288	10,578	5690	(1,085) 1,737,587	2	1	10	1817
60,000	185	166	17	4120	4120		(1,281) 174,550	1	1	1	42
14,204	1342	1117	662	21148	28481	3000	(3,451) 2,253,807	5	1	14	633
	1	1									1
195,395	2448	2000	448	126271	23921	34470	(18,862) 12,574,170	44	2	133	494
4247	923	700	33	56202	55402	6800	(21,782) 3,787,385	6	2	26	138
7,234,322	129	111	18	12622	12622	450	(271,624) 1,871,437	3		2	2
80,417	1687	1160	527	500020	477410	20,610	(95,368) 61,323,451	18	10	185	590
642,171,657	142	102	47	100538	56107	4447	(34,864) 776,202	6		15	7
121,624	611	477	112	45132	44842	10,700	(25,703) 2,642,057	11		40	81
7,425	698	262	436	13508	10103	3498	(13,788) 3,860,516	5	2	38	185
1,537	679	365	314	42151	32684	42085	(9,776) 1,233,719	6	3	50	118
482,744	874	800	74	87404	87402	23	(485,858) 16,517,091	10	7	7	8
	4	4					(3,167) 2,500				3
							(22,816)				
554,763,374	16,1310,431	5,522	4797	7543313	44465		110,042,771	117	31	542	1,133

ただし終戦直後のハイパーインフレの時期について商業、サービス業の売上高を実質化する適当なデフレーターがない。日本銀行による戦前基準卸売物価指数があり、昭和 9～11 年を 1 とする昭和 22 年の指数は 48.15、昭和 26 年は 342.5 であるから、昭和 26 年の卸売物価は昭和 22 年の約 7 倍である。だが卸売物価指数はモノ以外をカバーしていないので、従業所当たり売上又は営業収入を製造業を 1 とする比率に変換して比較した。

表 5 昭和 26 年事業所統計調査による全国の営利法人の
従業者当たり純売上高及び事業収入額

産業	従業者数 (人)	純売上高及び 事業収入額 (万円)	従業者当たり 純売上高及び 事業収入額	製造業を 1 とする 比率
農業	9,330	167,289	18	0.32
林業及び狩猟業	12,712	266,698	21	0.37
漁業及び水産養殖業	43,262	2,456,254	57	1.01
鉱業	492,425	14,778,260	30	0.53
建設業	576,315	20,665,503	36	0.64
製造業	3,883,124	219,117,147	56	1.00
卸売及び小売業	1,103,910	397,267,121	360	6.38
金融及び保険業	273,177	29,466,944	108	1.91
不動産業	15,780	736,403	47	0.83
運輸通信及びその他の公益事業	736,547	30,200,735	41	0.73
サービス業	280,419	8,613,987	31	0.54
合計	7,427,001	723,736,341	97	1.73

注) 従業者当たり純売上高及び事業収入額、製造業 1 とする比率は筆者が計算したものである。

(出所) 総理府統計局 (1953) より筆者作成。

昭和 22 年試験調査による従業者当たり売上又は営業収入と、昭和 26 年事業所統計調査による従業者当たり純売上高及び事業収入額を比較すると、互いに類似した傾向がある産業がある (表 6)。例えば昭和 22 年試験調査の建設業の従業者当たり売上又は営業収入 (製造業 = 1) は 0.78、昭和 26 年調査の建設業の従業者当たり純売上高及び事業収入額 (製造業 = 1) は 0.64 である。昭和 22 の商業は 7.00、昭和 26 年の卸売及び小売業は 6.38 である。昭和 22 年の金融業は 1.26、昭和 26 年の金融及び保険業は 1.91 である。昭和 22 年の交通業は 0.83、昭和 26 年の運輸通信及びその他の公益事業は 0.83 である

表6 従業者当たり売上又は営業収入、純売上高及び事業収入額（製造業＝1）

昭和22年試験調査		昭和26年調査（法人企業のみ）	
農業（農家を除く）	0.89	農業	0.32
農家	0.07		
林業	0.20	林業及び狩猟業	0.37
水産業	0.24	漁業及び水産養殖業	1.01
建設業	0.78	建設業	0.64
商業	7.00	卸売及び小売業	6.38
金融業	1.26	金融及び保険業	1.91
交通業	0.83	運輸通信及びその他の公益事業	0.73

（出所）総理庁統計局（1947）及び総理府統計局（1953）より筆者作成。

昭和26年調査は法人企業のみであり、個人企業を含んでいない。そして昭和22年試験調査では9割以上（全4823事業所の内、4552事業所）が個人企業である。そこで昭和22年試験調査を昭和27年度個人企業経済調査の結果とも比較してみた。個人企業経済調査は、経済安定本部が、昭和22年に国民所得の推計資料を得るために実施したものである。製造業、卸売業、小売業、飲食業などの産業が調査対象である。同調査の昭和27年度の調査結果による従業者当たり売上高（製造業＝1）を見ると、昭和22年試験調査の商業の従業者当たり売上又は営業収入（製造業＝1）は7.00であるのに対し、昭和27年度個人企業経済調査の卸売業の従業者当たり売上高（製造業＝1）は4.53であり、製造業の数倍であるという点において類似した傾向がある。法人企業より値が少し小さいが、これは個人企業の規模が法人企業より小さいことを考慮すればありうる。ただし、小売業の従業者当たり売上高（製造業＝1）は1.37～1.68、飲食店は0.78であり、卸売業とは傾向が異なる。もっとも、平成22年は闇屋（露天商）が存在したこと、それらが多額の収入を得ていたことを考えると、平成22年の商業の従業者当たり売上又は営業収入（製造業＝1）が平成27年度の小売業の従業者当たり売上高（製造業＝1）を上回ることは十分にありうる。

表7 個人企業経済調査による従業者当たり売上高（昭和27年度）

産業	業主当たり 従業者数 (人)	業主当たり 売上高 (万円)	従業者 当たり 売上高	製造業を1 とする比率
製造業	4.45	235	53	1.00
卸売業	3.39	812	240	4.53
織物、衣服、身のまわり品小売業	2.27	202	89	1.68
飲食料品小売業	2.69	195	73	1.37
飲食店	3.49	144	41	0.78
その他小売業	2.05	181	88	1.67

（出所）総理府統計局（1968）より筆者作成。

7. 結論

昭和 22 年本調査で削除された調査事項と、削除されなかった調査事項の昭和 22 年試験調査における記入状況を比較すると、削除された調査事項はおおむね記入状況が悪かった。だが「従業者の内訳」、「現業非現業の別」など削除されなかった調査事項の中に、削除された調査事項よりも記入状況が悪いものがあった。本調査で削除された「売上又は営業収入」の記入状況については、「記入を省略したもの」（未記入）は少なく、「妥当でないもの」が多かったが、調査員による訂正が行われたためであろうか、従業者当たり売上又は営業収入を昭和 26 年調査及び昭和 27 年度個人企業経済調査のそれと比較した結果、調査項目に「売上又は営業収入高」があったことによる歪曲の痕跡を統計表のデータに見出すことはできなかった。このように昭和 22 年試験調査の数字上の結果は、GHQ の提案である「売上又は営業収入高」を調査項目に加えることに対して否定的ではない。だが調査員が闇屋を調査する際に多くの不愉快な経験をしたことが、本調査で「売上又は営業収入高」を調査することを避ける動機になったと推察される。

引用・参考文献

相原茂、鮫島龍行（1971）『統計日本経済』筑摩書房

猪野健治編（1978）『東京闇市興亡史』草風社

経済安定本部（1949）『太平洋戦争による我国の被害総合報告書』国内資料第 8 号（戦争被害調査資料 4）

総理庁統計局（1947）『昭和 22 年 7 月事業所統計調査試験調査報告（昭和 22 年 5 月於千葉県木更津市）』

総理帳統計局（1953）『昭和 26 年事業所統計調査報告 第六巻』

総理府統計局（1952）『昭和 35 年事業所統計調査報告 第六巻』

総理府統計局（1968）『個人企業統計調査 総合報告書（昭和 27～41 年度）』

総理府統計局（1984）『総理府統計局百年史資料集成 第 3 巻 経済 上』

内閣統計局（1944）『昭和 19 年年次勤労統計調査提要』

日本統計研究所

オケージョナル・ペーパー(既刊一覧)

号	タイトル	刊行年月
23	調査形態論再論	2011.03
24	統計を規定する諸要因との関連から見た時空間個体データベースの可能性について	2011.04
25	位置情報を用いた調査票情報の情報価値の拡張とその分析的意義について	2011.06
26	ジオコード情報の活用による統計の把握精度改善の試み	2011.09
27	統計的マッチングによる疑似パネルデータの作成と精度検証	2011.11
28	駿河国人別調沼津・原政表再論	2012.01
29	ザクセン王国統計協会(1831-50年)	2012.01
30	ザクセン王国における初期人口・営業統計	2012.02
31	フィンランドのビジネス・レジスター	2012.03
32	エンゲルのザクセン王国統計局退陣をめぐって	2012.04
33	フランスのビジネス・レジスター	2012.05
34	タウンページ情報を用いた事業所の自然・社会動態の把握	2012.07
35	疑似景況パネルによる予想パフォーマンスの計測	2012.11
36	場所特性変数の付加による個体レコードの拡張について	2012.12
37	フランスの新人口センサスにおける詳細な統計結果の推計方法	2013.03
38	昭和15年農林統計改正と調査票情報について	2013.04
39	1855年ザクセン王国営業調査について	2013.07
40	Estimation of the Start-up, Closure and Relocation Rates of Local Units	2013.09
41	村是調査における調査様式の展開	2014.01
42	明治31年内閣訓令第1号乙号と調査票情報	2014.05
43	データ統合の視点から見た調査票情報の意味について	2014.08
44	Google earthを利用したドット標本調査法による土地利用面積調査について	2014.10
45	場所的特性変数としての事業所の立地集積度に関する一考察	2014.12
46	QGISと公表データによる鉄道沿線分析	2015.03
47	事業所・人口メッシュデータによる新線開業に伴う沿線駅周辺における事業所と人口の動向に関する一考察	2015.03
48	国勢調査町丁字データによる鉄道沿線駅のクラスタリング	2015.04
49	鉄道新線開業の沿線人口への影響について	2015.05
50	経済センサスと国勢調査の統合データから見た地域の労働供給力と労働需要力について —八王子市を事例とした町丁字別労働需給能力の計測—	2015.05

オケージョナル・ペーパー No.51

2015年9月5日

発行所 法政大学日本統計研究所

〒194-0298 東京都町田市相原4342

Tel 042-783-2325、2326

Fax 042-783-2332

jsri@adm.hosei.ac.jp

発行人 森 博美